

火薬類譲渡（受）・消費許可証の再交付の申請をする場合（規則第39条）

火薬類譲渡（受）・消費許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたことにより、再交付を申請する場合。

○提出書類

① 火薬類譲渡（受）消費廃棄許可証再交付申請書・・・様式No. 5

② 火薬類譲受・消費許可証（現許可証）

（注）汚損した場合のみ

③ 委任状（申請人が代理人である場合）・・・書式例No. 1

（注）喪失し又は盗取されたときには、直ちにその旨を警察官等に届け出るとともに、県産業労働部産業政策課に報告すること。

また、譲受許可証の再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは速やかに、当該許可証の交付を受けた県産業政策課又は県土木（建築）事務所提出すること。

○提出部数 1部

○提出先 許可証の交付を受けた県産業政策課または県土木（建築）事務所